

赤穂市公園施設長寿命化計画

概 要 版

令和 4 年 3 月

赤穂市 建設部 公園街路課

目 次

1 公園施設長寿命化計画について	1
2 計画期間	1
3 これまでの維持管理状況等	1
4 計画対象公園及び計画対象施設	2
5 健全度を把握するための点検調査結果	3
6 長寿命化対象施設について	4
7 公園施設長寿命化計画のための基本方針について	4
8 対策内容と実施時期	5
9 日常的な維持管理に関する基本的方針	5
10 施設の更新に際して	5
11 計画全体の長寿命化対策の実施効果	6

1 公園施設長寿命化計画について

本計画は「赤穂市公共施設等総合管理計画」に基づき、公園施設の安全性の確保、長寿命化を図ることを目指し、今後の施設管理等を計画的に行うことを目的にしています。都市公園には遊具をはじめ、多種多様な施設が設置され、経年劣化により老朽化が進行している施設もあることから、安全に安心して利用いただけるように、点検・補修・更新が必要です。

こうした公園施設を計画的に維持し、より長期的な使用に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中しないよう平準化する計画として、平成 24 年度に公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の維持管理を進めてまいりました。

しかし現行計画の策定から 10 年が経過し、老朽化の進行も見受けられ、また平成 30 年 10 月に「公園施設長寿命化計画策定指針」が改訂されたため、令和 3 年度に見直し業務を行いました。

なお、平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間の実績としては、野球場のスコアボードや防球ネット、陸上競技場の外周柵の整備、また 22 公園 44 遊具の更新を行い、計画的な整備を進めてきました。

令和 4 年度以降も、当計画に基づき、計画的な遊具等の更新や部材交換、塗装など適切な維持管理を行い、公園利用者の安全確保に努めます。

2 計画期間

本計画の対象期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間としています。

平成 24 年度

令和 4 年度

令和 13 年度



3 これまでの維持管理状況等

これまで、平成 24 年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、当時対象とした 40 公園の全ての施設について日常点検や修繕等の維持保全を行いつつ、適宜点検結果も勘案しつつ施設の更新を進めてきました。

4 計画対象公園及び計画対象施設

今回対象とした 50 公園には、現地調査で確認した施設と台帳で整理されている施設合わせて 4,234 基の施設が設置されています。

表 4-1 計画対象公園一覧

番号	公園名	種別	番号	公園名	種別
01	新町公園	街区	26	塩屋第 3 公園	街区
02	駅前町第 1 公園	街区	27	浜市第 1 公園	街区
03	駅前町第 3 公園	街区	28	浜田第 1 公園	街区
04	若水公園	街区	29	浜田第 2 公園	街区
05	うぐいす公園	街区	30	浜田第 3 公園	街区
06	やなぎ公園	街区	31	御崎第 1 公園	街区
07	ひばり公園	街区	32	塩屋第 4 公園	街区
08	もみじ公園	街区	33	砂子公園	街区
09	さくら公園	街区	34	東浜公園	近隣
10	つばき公園	街区	35	塩屋公園	近隣
11	つつじ公園	街区	36	赤穂城跡公園	総合
12	たかのは公園	街区	37	赤穂ピクニック公園	総合
13	鶴の丸公園	街区	38	赤穂城南緑地	緑地
14	尾崎第 1 公園	街区	39	千種川河川敷緑地	緑地
15	尾崎第 4 公園	街区	40	赤穂高山墓園	墓園
16	湯ノ内公園	街区	41	野中・砂子公園	近隣
17	尾崎第 2 公園	街区	42	塩屋第 5 公園	街区
18	尾崎第 3 公園	街区	43	塩屋第 6 公園	街区
19	ちどり公園	街区	44	有年第 1 公園	街区
20	北野中公園	街区	45	野中第 1 公園	街区
21	元塩公園	街区	46	浜市第 2 公園	街区
22	清水公園	街区	47	有年第 6 公園	街区
23	南宮公園	街区	48	赤穂元禄 SC	その他
24	塩屋第 1 公園	街区	49	赤穂海浜 SC	その他
25	塩屋第 2 公園	街区	50	みなとひろば	その他

表 4-2 管理類型別施設種類別設置施設数

	合 計	園路 広場	修景	休養	遊戯	運動	教養	便益	管理	その他
事後	3,859	32	159	651	284	98	16	185	2,434	0
予防	375	13	0	38	287	3	1	29	4	0
合計	4,234	45	159	689	571	101	17	214	2,438	0

注) 事後保全の遊戯施設は、飛び石、プレイウォール、健康遊具の説明板等



5 健全度を把握するための点検調査結果

本計画の策定に伴い、健全度調査・判定、緊急度判定を実施した結果を以下に示します。なお、調査を実施した一部のあずま屋やパーゴラ等については、対策の効果が無い、もしくは長寿命化のための適切な対策工が存在しないため、事後保全型管理としたことから、表 4-2 の予防保全型管理施設数（375 施設）と合計値は一致しません。

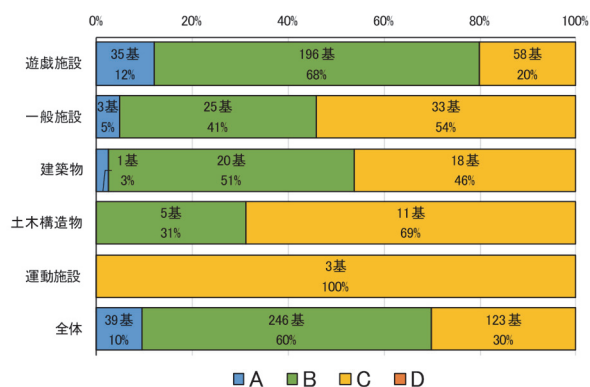
比較的健全な判定 A、B の施設が 7 割となっていますが、残り 3 割の健全度判定 C の施設については、建築物や土木構造物、運動施設が主体となっています。

表 5-1 健全度・緊急度判定結果

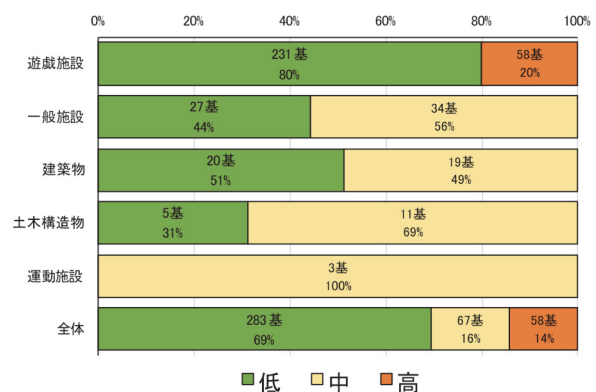
健全度	評価基準	緊急度	判定の目安
A	- 全体的に健全である。 - 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。	低	健全度判定が A 又は B の施設
B	- 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 - 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。	中	健全度判定が C の施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない施設
C	- 全体的に劣化が進行している。 - 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。	高	- 健全度判定が D - 健全度判定が C のうち、任意に設定した考慮すべき事項に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする施設
D	- 全体的に顕著な劣化である。 - 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。		

区 分	合計	健全度				緊急度		
		A	B	C	D	低	中	高
遊戯施設	289	35	196	58	0	231	0	58
一般施設（パーゴラ・あずま屋）	61	3	25	33	0	27	34	0
建築物（トイレ等）	39	1	20	18	0	20	19	0
土木構造物（橋梁）	16	0	5	11	0	5	11	0
運動施設（野球場施設）	3	0	0	3	0	0	3	0
合 計	408	39	246	123	0	283	67	58

健全度判定結果



緊急度判定結果



6 長寿命化対象施設について

今回の長寿命化計画で対象とするのは、比較的利用者の多い面積 2ha 以上の公園（東浜公園、赤穂城跡公園、赤穂ピクニック公園、城南緑地等 8 箇所）の全施設と、それ以外の公園については、高い安全性が求められる遊戯施設とあずま屋・パーゴラ、便所といった主要施設としました。それ以外の施設については、日常管理における維持管理の範囲でも必要な安全性が確保できると判断し、適宜修繕や更新を判断する、事後保全型管理としました。

区分	計画対象施設		計画対象外施設
2ha 以上の公園	予防保全型管理	遊戯施設、劣化の進んだあずま屋・パーゴラ、建築物、長大擁壁、規模の大きな橋梁	広場、舗装、縁石、側溝等の土木構造物。 彫像、モニュメント等長寿命化にふさわしくないもの。 地下埋設物。
	事後保全型管理	新しいあずま屋・パーゴラ・トイレ等の小規模な建築物、照明、ベンチ等	
2ha 未満の公園	予防保全型管理	遊戯施設、劣化の進んだあずま屋・パーゴラ・トイレ	
	事後保全型管理	上記以外の施設	

7 公園施設長寿命化計画のための基本方針について

予防保全型管理と事後保全型管理の管理方針の概要は、以下に示すとおりです。

計画的な維持管理			
予防保全型管理		事後保全型管理	
更 新 (健全度調査・判定の結果に基づき判断)		更 新 (日常点検や定期点検で劣化や損傷の進行に応じて、撤去・更新を判断)	
補 修 (健全度調査・判定の結果に基づき判断)			
日常点検	定期点検	日常点検	定期点検
(維持保全において、異常の発見と対処を目的とした巡視点検)	(遊具や建築設備等に関する、他法令の規定による点検)	(維持保全において、異常の発見と対処を目的とした巡視点検)	(建築設備等に関する、他法令の規定による点検)
維持保全		維持保全	
(清掃・保守・修繕など、公園施設の日常的な維持管理内容が該当)		(清掃・保守・修繕など、公園施設の日常的な維持管理内容が該当)	

8 対策内容と実施時期

各公園施設は、以下に示す目標管理水準に基づいて、更新や補修を実施します。

健全度	評価基準	目標管理水準
A	• 全体的に健全である。 • 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。	予防保全型管理施設は、A～Bを維持する。
B	• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 • 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。	
C	• 全体的に劣化が進行している。 • 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。	予防保全型管理施設は補修または更新を実施する。
D	• 全体的に顕著な劣化である。 • 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。	事後保全型施設は更新する。

9 日常的な維持管理に関する基本的方針

日常の管理については、指定管理者による2ヶ月に1回の施設点検を行い、損傷や異常が見られた施設に対して修繕等を行うなど、利用者の安全が常に確保されるよう適切な維持管理に努めます。

なお、公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、年1回専門技術者による定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら、状況に応じて補修・更新を行います。

その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、5年ごとの詳細な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら、状況に応じて補修・更新を行います。

10 施設の更新に際して

公園を長く親しみやすい空間として維持するには、単純に施設の更新だけでなく、近隣の方や公園利用者のご意見、また、周辺の土地利用状況などに配慮しながら、施設の更新等を行います。

1 1 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策として、公園施設の予防保全型管理を行うことで、公園利用者の安全性かつ快適性の確保、維持管理費用の平準化によるライフサイクルコストの縮減効果が得られます。

この長寿命化計画に基づく維持管理や更新を行うことで、年間のライフサイクルコストが約 4 百万円縮減されることになり、計画的で着実な補修や施設の更新を実施することが可能となります。

また、この計画により着実な補修や施設の更新を実施できるため、公園施設をより安全で安心して利用できるようになります。

①概算費用合計（10 年間）【②＋③】	405,409 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	372,409 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	33,000 千円
④単年度あたりの概算費用【①÷10】	40,541 千円

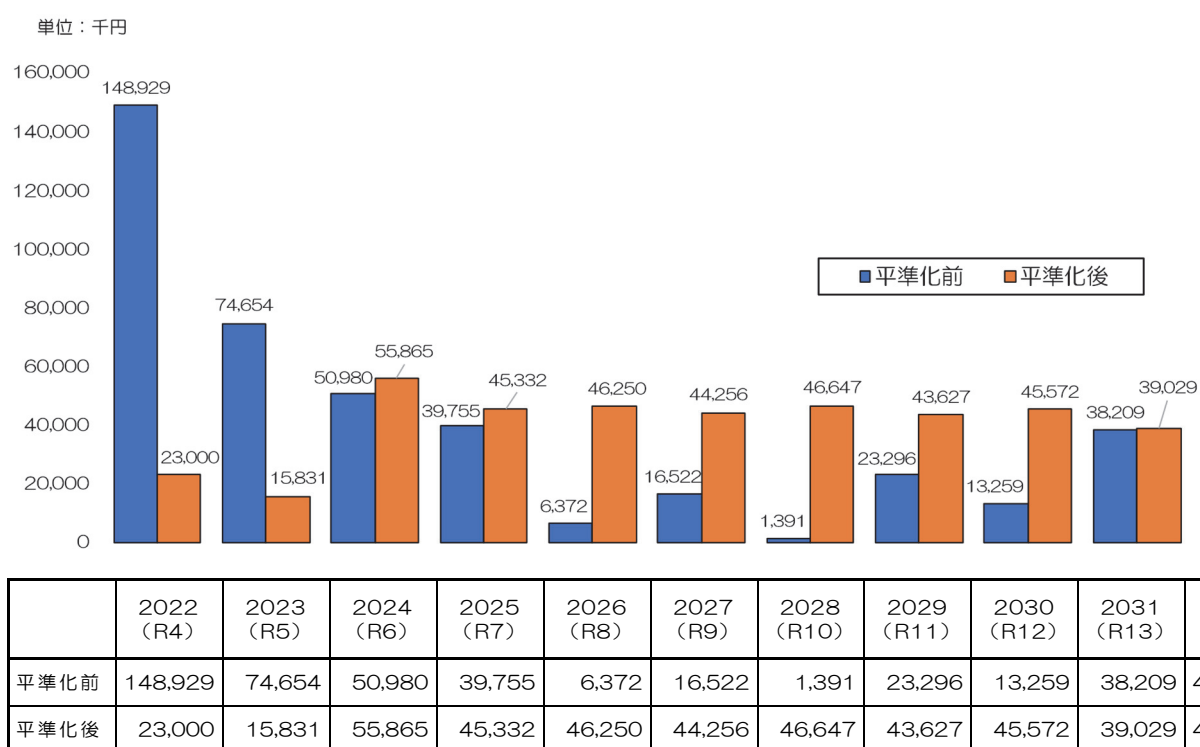


図 11-1 平準化前後の年次計画の比較